

北本市立小・中学校における臨時休業等の目安について（第十一版）

1 臨時休業等の判断について

(1) 基本的な考え方

現在、保健所による積極的疫学調査の対象が陽性患者の症状の把握や同居する家族等の状況確認等に重点化されている。また、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が減少機会にあるため、桶川北本伊奈地区医師会からの助言を受け、「感染防止と教育活動の両立を目指す」ことを基本方針とし、以下の基準を目安に臨時休業等を検討する。

(2) 学級閉鎖

以下に該当する者がいた場合においては、学校医や教育委員会からの助言を受けたのち、各校での措置を講じる。学級閉鎖を実施することを基本とし、その目安は以下のとおりとする。

(学級閉鎖の目安)

- ・同一学級において、陽性者と有症状者、濃厚接触者相当の者を合わせた人数が、学級在籍者数の10%以上となった場合^{*1・2}…学級閉鎖5日間程度^{*3}

(例：35人学級の場合、陽性者＋有症状者等が4名以上（35人の10%は3.5人）となった場合に学級閉鎖措置を講ずる)

^{*1}ただし、学校に1週間程度登校していないものの発症は除く。

^{*2}感染経路が家庭内と特定できる陽性者は、学級閉鎖を行う判断基準には含まない。

^{*3}学級閉鎖の期間は、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて総合的に判断する。また、教育委員会と学校及び学校医が相談のうえで必要と判断した場合にも学級閉鎖を措置することがある。

(3) 学年閉鎖

複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合は、学年閉鎖を検討し、陽性者の所属学級や人数等を踏まえ、学校医や教育委員会からの助言を参考にし、判断する。

(4) 臨時休業（学校閉鎖）

複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、臨時休業を検討し、陽性者の所属学級や人数等を踏まえ、学校医や教育委員会からの助言を参考にし、判断する。

(5) 臨時休業の解除（授業の再開）

出席停止が適切と考えられる児童生徒を除き、学校医や教育委員会からの助言を参考にし

て授業の再開を判断する。

2 出席停止等について

(1) 出席停止等の対象者とその期間

学校において、下表に該当する児童生徒や教職員が確認された場合には、校長は、それぞれ下表に掲げる期間の出席停止又は出勤自粛を指示する。

	対象者	期間
①	陽性が判明した者（以下、「陽性者」という。）	待機期間が終了するまで （7日間を基準）
②	同居の家族等の濃厚接触者に特定された者	保健所の指示によるが、特定後から5日間を基準
③	陽性者の濃厚接触者に相当すると認められる者（以下、「濃厚接触者相当の者」という。）	原則、陽性者と最後に接触した日の翌日から5日間
④	発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がみられる者（①～③に該当しない場合に限る）	原則、症状が改善するまで （医療機関の受診を勧奨）
⑤	同居の家族に未診断の発熱等の症状がみられる者（当該家族が陽性者に該当しない場合に限る）	原則、当該家族の症状が改善するまで

※①の場合の期間については、発症日から7日間が経過し、かつ症状軽快（解熱剤を使用せずに解熱し、呼吸器症状が改善傾向にある状態）後24時間経過した場合を指す。

※①の場合において、有症状や無症状の場合により、待機期間は異なるが、期間の終了は原則として医療機関等の指示による。

※②③の場合においては、期間の解除後7日間を経過するまでは、その者に対し検温など自身による健康状態の確認の徹底を依頼すること。

※②③の場合において、特定後2日目及び3日目に抗原検査（研究用でないもの）等により2回続けて陰性が確認された場合においては、3日目に期間の解除を認めることができる。

(2) 濃厚接触者相当の者の特定

当面の間、学校においては、学校医や教育委員会の助言等も参考としながら、陽性者と接触（感染者の感染可能期間（発症2日前～）の接触）があった者のうち、手洗いなどの手指衛生や咳エチケット、換気等の基本的な感染対策を行わずに飲食を共にした者等を濃厚接触者相当の者として特定する。

その際、マスクを着用していないことのみをもって一律に濃厚接触者相当の者と特定するのではなく、感染対策の実施状況や接触の状況等個々の状況を総合的に判断する。

3 その他

(1) 部活動に係る対応

①部活動に所属する生徒1名が陽性となり、その生徒の行動歴から、感染可能期間中（発症2日前）に部活動に参加していた場合には、当該部活動は、陽性判明後原則3日間の活動停止とすること。また、活動停止期間中に2人目の陽性者が発生した場合には、部活動停止期間を2日間延長し、5日間とすること。

②当該部活動の部員及び顧問の健康観察を徹底するとともに、出席停止の対象となる有症状者や濃厚接触者相当の者に該当する者の有無について確認すること。

(2) 今後の感染症拡大状況や桶川北本伊奈地区医師会からの指導・助言により、基準等を変更する場合がある。

第十版（旧）

2 出席停止等について

(1) 出席停止等の対象者とその期間

	対象者	期間
④	発熱・咽頭痛等の風邪症状がみられる者（①～③に該当しない場合に限る）	原則、症状が改善するまで （医療機関の受診を勧奨）
⑤	同居の家族に発熱・咽頭痛等の風邪症状がみられる者（当該家族が陽性者に該当しない場合に限る）	原則、当該家族の症状が改善するまで

(2) 濃厚接触者相当の者の特定

当面の間、学校においては、学校医や教育委員会の助言等も参考としながら、以下のいずれかに該当する児童生徒を「濃厚接触者相当の者」として特定すること。

①陽性者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接接触した可能性が高い者（1メートル以内の距離で互いにマスクなしで会話が交わされた場合は、時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当する場合がある。）

※考えられる学校での例：食事中の会話、更衣中の会話等

②手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策（単にマスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出し・顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態になかったか）なしで、陽性者と15分以上の接触があった者

第十一版（新）

2 出席停止等について

(1) 出席停止等の対象者とその期間

	対象者	期間
④	発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がみられる者（①～③に該当しない場合に限る）	原則、症状が改善するまで （医療機関の受診を勧奨）
⑤	同居の家族に未診断の発熱等の症状がみられる者（当該家族が陽性者に該当しない場合に限る）	原則、当該家族の症状が改善するまで

(2) 濃厚接触者相当の者の特定

当面の間、学校においては、学校医や教育委員会の助言等も参考としながら、陽性者と接触（感染者の感染可能期間（発症2日前～）の接触）があった者のうち、手洗いなどの手指衛生や咳エチケット、換気等の基本的な感染対策を行わずに飲食を共にした者等を濃厚接触者相当の者として特定する。

その際、マスクを着用していないことのみをもって一律に濃厚接触者相当の者と特定するのではなく、感染対策の実施状況や接触の状況等個々の状況を総合的に判断する。

